出するものとする。この場合において、当該銀行持株会社について、これらの表の区分に応じた命令は、業務報告書に記載した連結資本バッファー比率又は連結レバレッジ・バッファー比率に係る区分に掲げる命令とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、令和五年三月三十一日から施行する。

○内閣府・財務省令第四号
経済産業省

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、株式会社産業再生機構法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年十一月十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣　西村　康稔

株式会社産業再生機構法施行規則の一部を改正する命令

株式会社産業再生機構法施行規則（平成十五年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（政府関係金融機関及び預金保険機構に準ずる特殊法人等） **第二条**　法第二条第一項第五号に規定する主務省令で定める特殊法人等は、政府関係金融機関（株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫をいう。）及び預金保険機構のほか、次に掲げる法人とする。 ［一～二十五　略］ 二十六　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 ［二十七～三十　略］ （金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う事業者） **第三条**　法第二条第一項第六号に規定する金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う事業者で主務省令で定めるものは、次に掲げる者とする。 ［一～十一　略］ 十二　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十条第一項の規定により組織された酒造組合中央会で清酒及び単式蒸留焼酎に係るもの ［十三～十九　略］	（政府関係金融機関及び預金保険機構に準ずる特殊法人等） **第二条**　法第二条第一項第五号に規定する主務省令で定める特殊法人等は、政府関係金融機関（株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫をいう。）及び預金保険機構のほか、次に掲げる法人とする。 ［一～二十五　同上］ 二十六　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 ［二十七～三十　同上］ （金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う事業者） **第三条**　法第二条第一項第六号に規定する金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う事業者で主務省令で定めるものは、次に掲げる者とする。 ［一～十一　同上］ 十二　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十条第一項の規定により組織された酒造組合中央会で清酒及び単式蒸留しょうちゅうに係るもの ［十三～十九　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この命令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。